

松戸市教育委員会会議録

令和7年1月定例会

松戸市教育委員会会議録

令和7年1月定例会

| | | | | |
|-------------|--------------------|-----|-----------------------|---|
| 開 会 | 令和7年1月15日(水) 午前10時 | 閉 会 | 令和7年1月15日(水) 午前11時40分 | |
| 署名委員 | 教育長 波田 寿一 | 委 員 | 伊藤 誠 | |
| 出席委員 氏 名 | 教育長 波田 寿一 | ○ | 委 員 山形 照恵 | ○ |
| | 教育長職務代理者 武田 司 | ○ | 委 員 中西 茂 | ○ |
| | 委 員 伊藤 誠 | ○ | 委 員 和座 一弘 | ○ |
| 出席職員 | 内訳別紙のとおり | | | |
| | | | | |

| | |
|------|----------|
| 提出議案 | 内訳別紙のとおり |
| 特記事項 | |

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和7年1月定例教育委員会

| No. | 部課名 及び 職制名 | 氏 名 | No. | 部課名 及び職制名 | 氏 名 |
|-----|-------------|--------|-----|-----------|--------|
| 1 | 生涯学習部 部長 | 井之浦 太郎 | 21 | 学校施設課 課長 | 久保田 昭彦 |
| 2 | 学校教育部 部長 | 中坂 正夫 | 22 | 〃 補佐 | 栗山 誠 |
| 3 | 生涯学習部 審議監 | 小林 清 | 23 | 〃 主査 | 田實 朋美 |
| 4 | 学校教育部 審議監 | 町山 信之 | 24 | 学校財務課 課長 | 大場 慶育 |
| 5 | 教育総務課 課長 | 三根 秀洋 | 25 | 〃 補佐 | 野中 亮 |
| 6 | 〃 専門監 | 斉藤 政彦 | 26 | 学習指導課 課長 | 千葉 貴子 |
| 7 | 〃 補佐 | 飯島 幸枝 | 27 | 〃 補佐 | 陰山 元宏 |
| 8 | 〃 主査 | 吉川 紘司 | 28 | 〃 補佐 | 高橋 宏樹 |
| 9 | 〃 主任主事 | 山本 真優子 | 29 | 〃 指導主事 | 横山 大悟 |
| 10 | 文化財保存活用課 課長 | 渡辺 貴生 | 30 | | |
| 11 | 〃 補佐 | 大西 真 | 31 | | |
| 12 | 〃 主査 | 須賀 博子 | 32 | | |
| 13 | 学務課 課長 | 西田 大助 | 33 | | |
| 14 | 〃 補佐 | 佐藤 道照 | 34 | | |
| 15 | 〃 補佐 | 泉 あや子 | 35 | | |
| 16 | 〃 主任主事 | 三輪 奈津美 | 36 | | |
| 17 | 〃 主任主事 | 安藤 裕貴子 | 37 | | |
| 18 | 教育政策研究課 課長 | 秋田 敦子 | 38 | | |
| 19 | 〃 補佐 | 植田 益規 | 39 | | |
| 20 | 〃 主任主事 | 金子 悟 | 40 | | |

令和7年1月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和7年1月15日（水） 午前10時より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題
議 案

4 その他

令和7年1月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第32号

松戸市文化財審議会に対する諮問について (文化財保存活用課)

② 議案第33号

松戸市学区審議会に対する諮問について (学務課)

③ 議案第34号

松戸市教育振興審議会条例の制定について (教育政策研究課)

④ 議案第35号

公立学校情報機器整備事業計画について (学校施設課)

教育長 まず傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議には、現在、3名の方から傍聴したい旨の申出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降、傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 では、ただいまから令和7年1月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を伊藤委員にお願いいたします。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案4件となっております。

では、ここからの議事進行は、武田教育長職務代理者をお願いいたします。

◎議案第32号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第32号「松戸市文化財審議会に対する諮問について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

文化財保存活用課長、お願いします。

文化財保存活用課長 おはようございます。文化財保存活用課でございます。

議案第32号「松戸市文化財審議会に対する諮問について」ご説明いたします。

松戸市文化財の保護に関する条例第4条第3項の規定に基づき、別紙のとおり松戸市文化財審議会に諮問するものでございます。

提案理由は、御陣屋太鼓を松戸市指定文化財に指定するに当たり、その適否について、松戸市文化財審議会に諮問するためでございます。

次のページをお願いいたします。

こちら、指定文化財候補調書に基づいてご説明いたします。

分類は、有形民俗文化財となります。名称は、御陣屋太鼓となります。所有者は、八坂神社でございます。時代は、天明2年、江戸時代となります。寸法は、62センチ掛ける48センチとなります。

続きまして、指定理由でございます。

御陣屋太鼓は、江戸時代に当該地域におかれた金ケ作陣屋にあったと伝承され、本来、金ケ作陣屋の触れ太鼓として使用されてきたと言われております。

太鼓胴内部には墨書銘があることが知られており、太鼓の革の張り替え修理時の調査によれば、1つは「天明二歳 四月吉日 武州江戸浅草新町御太鼓師福嶋屋金左衛門 張之也」ほかには「文政元年 寅之九月吉日」「昭和三十八年三月吉日 東京浅草聖天町 宮本太鼓店 細工人本田勝男 坂本誠 両皮張替」と記されております。

これらの墨書銘から、太鼓が江戸時代の天明2年頃には作成されていたことが分かります。その後、何度かの皮の張り替えなどの修理が行われたことも分かります。

同太鼓は、50年ほど前までは金ケ作地区で行われていた「オコモリ」と呼ばれる念仏講で使用されていたことも伝承されております。

当該太鼓は、現在は途絶えてしまったと言われていた念仏講が行われていたこと、そして念仏講の様相を知ることのできる実物資料となっております。

御陣屋太鼓は、触れ太鼓としてだけではなく地域振興生活をうかがい知ることのできる実物資料として貴重なものでございます。よって、途絶えてしまった地域の民間信仰の変遷の伝承が残っているうちに文化財として指定し、保護を図る必要があるため、このたび松戸市指定文化財に指定するものでございます。

なお、松戸市文化財に指定されますと松戸市文化財の保護に関する条例に基づく保存の対象となることから、所有者等の変更、文化財の修理、現状の変更や保存に影響を及ぼす行為を行う際には、条例第7条第12条及び第13条の規定により、教育委員会への届出や許可を受けなければならないなどの制限をかけることで保存に努めることができるようになります。

次の3ページをお願いいたします。

こちらには、御陣屋太鼓の写真を添付させていただいております。

また、今日、机上、机の上に追加で配付させていただきました諮問書がございます。こちらを基に松戸市文化財審議会に諮問をさせていただこうと考えております。

説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第32号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

伊藤委員 こうした太鼓が文化財等に指定されているというのは千葉県内、あるいは全国でたくさんあるんでしょうか、もし分かれば教えてください。

それから、この太鼓については、「天明二歳」に「張之也」という銘があるみたいですが、太鼓の革を張ったのがそのときであれば、その胴体部分はいつ頃できたのかについての資料はあるんでしょうか。

それから3点目が、これが文化財に指定されることによって、どういうふうになるのかというようなことは説明があったんですが、これの使い方、今までどおり同じように使ってもいいのか、あるいは、この指定を受けることによって何か使い方に規制がかけられるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

教育長職務代理者 文化財保存活用課長。

文化財保存活用課長 3点、ご質問いただきました。

他市に太鼓の指定の事例があるかということにつきましては、静岡県牧之原市に、同様の太鼓の指定がございます。

2番目のご質問が、作成されたのはいつ頃かということですが、おっしゃるとおりで、皮の張り替えをやったのは天明2年なので、恐らくそれより前に作成はされているでしょうということの考えでしかございません。

3点目につきましては、文化財として指定されることで、この太鼓の規制はあるかということですが、文化財の基本的な考え方として、その保存活用ということであるので、要は使っていただく分には、棄損とかしない限り問題ないと考えております。

以上でございます。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 そうしますと、使い方には変更を求めることはないわけですね。その使う頻度であるとか、使う場所とかですね、もちろん太鼓は水にぬれるということはよくないと思うんですけども、特にその辺の規制が強くなるとか、そういうことはないと考えていいわけですね、分かりました。

それから、その制作された大体の年というのは、いろいろ科学的な方法で分かるとは思いますが、そこまではやることは必要ないという判断なんですか。

教育長職務代理者 文化財保存活用課長。お願いします。

文化財保存活用課長 今現時点では、その制作年月日といいますか、そこを追求する考えはございません。市の指定するに当たってですね。ただ、今後のこの指定されたことによって、さらに学芸員のほうでの調査研究によってそれが判明した場合には公表することになると思います。

伊藤委員 分かりました。

教育長職務代理者 ほか、ございますか。よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第32号を採決いたします。議案第32号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第32号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第33号

教育長職務代理者 次に、議案第33号「松戸市学区審議会に対する諮問について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いします。

学務課長 学務課の西田でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第33号「松戸市学区審議会に対する諮問について」、資料に沿って説明をいたします。

資料の4ページをご覧ください。

提案理由といたしましては、知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の
新設に伴う学区の変更及び松戸市小中学校通学区域に関する規程に記載のない新住所等の学
区変更を松戸市学区審議会へ諮問させていただくものでございます。

初めに、知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う学区の変
更についてご説明をいたします。

資料の5ページをご覧ください。

1の開設目的についてです。

本市の特別支援学級では、個々の教育的ニーズに対応できるよう個別の指導計画を作成し
て、保護者との連携を取りながら一人一人に応じたきめ細かな指導の実践を図っております。

特別な支援の必要な児童の増加に伴い、児童の通学の負担を減らし、地域の学校で、より
安心・安全な学校生活を送ることができるよう特別支援学級の新設を進めているところでご
ざいます。

令和7年度につきましては、知的障害特別支援学級を馬橋北小学校と殿平賀小学校の2校
に、また、自閉症・情緒障害特別支援学級については矢切小学校に新たに開設することを計
画いたしました。

各校における新規開設の必要性の詳細につきましては、資料6ページから10ページに記載
のとおりでございます。

続きまして、新規開設に伴う通学区域の変更についてご説明いたします。

資料12ページをご覧ください。

左側が令和6年度現在の通学区域を表し、右側が令和7年度変更予定の通学区域となりま
す。馬橋北小学校の学区は、馬橋小学校から分離し、馬橋北小学校となります。

次に、資料13ページをご覧ください。

殿平賀小学校の学区は、小金北小学校からの分離となります。

次に、資料の14ページをご覧ください。

矢切小学校の学区につきましては、現在、自閉症・情緒障害特別支援学級の小学校の通学
区域市内全域となっておりますので、ここに矢切小学校を加えます。

最後に、松戸市立小中学校通学区域に関する規程の記載事項の変更につきまして、ご説明
いたします。

資料の15ページをご覧ください。

松戸市内の小中学校の通学区域において、新たに新しく家屋が建った場合などに地番が新

しく設定されることがございます。そのため、規程に記載がなく学区設定がない当該地番について、新たに学区設定を行い規程に追加するものでございます。

また、小字名などの表記の誤りが判明したものについて規程の字句の改正を行うものでございます。

その資料の見方でございますが、二重線を引いてあるものが、間違いが分かったもので、そのすぐ下、直下に訂正したものが記載されております。それ以外のものについては、新たに加えたものになります。

以上の2点につきまして、松戸市学区審議会に諮問することについて、提案をさせていただくものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第33号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

和座委員。

和座委員 何点かご質問させていただきたいと思います。

まず、9ページのところに在籍数の人数が書いてある、それぞれ学校名の一覧表がありますけれども、これを見まして馬橋小学校、それからあと殿平賀ですかね、この辺りを含めて見ると、多い人数のところというのが馬橋小が19名で、今回それを馬橋北小学校につくることによってある程度人数を、さらにきめ細かくするという配慮だと思いますけれども、ほかにも栗ヶ沢とか、あるいは旭町とか、ちょっと人数が多いところがございます。こういうところも含めて、将来的にはほかのところも、またこういった同じような考え方に伴って是正するという計画があるかどうか、その点をお聞きしたいということが1点でございます。

10ページのところにも、いわゆる情緒に関しての人数と、それから学校の一覧表がございますけれども、ここでもやはり、かなり人数が多い、在籍数が多いところがございますけれども、これについてもどのように考えてらっしゃるのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

それからあともう一つは、県費の負担の職員が今度増えるということですが、この県費の負担というのは、一般的に、これ、市立ですと、当然、小学校の場合は、これは市が担当するわけですが、この県費と書いてあるところは、どういうふうに解釈すればいいのか教えていただければと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 ご質問ありがとうございました。

1点目の特別支援学級の実情に合わせた新設とか分割とか、そういう計画だと思います。

まず、ここの人が多いところは分けたほうが良いという考えと、ある程度センター校的な役割を担ってというような、様々な側面があるのかと思います。

もちろん、例えば馬橋小学校に特別支援の子どもがどんどん増えていって、教室の設置数が難しい、そういう状況になれば、これは変更せざるを得ないということにはなるかと思えます。

現状の、そこの通学に対する困り感ですとか、学校の状況ですとか、様々な状況を考慮した上で変えていかなきゃいけない、必要に応じて変えていくというような形なのかと思えますので、そこは何かそういった困り感、そういうものが出来たところで変えていくというところがまず第一なのかなと考えております。

また、これから学校の、例えば将来的な統合とか、そういったことがもしあったりするのであれば、もちろんそこに応じて変更はするでしょうし、今、情緒学級全体が一学区となっております。その部分を、これから学区を、また知的のように設定していくのかどうかということの検討も踏まえてやっていく必要があるお話なのかなと思えます。

次、2点目の県費負担職員についてですが、こちらについては、学級数に応じて配置される教員ですね。学校規模に応じて配置される教員、これは県教育委員会が任命をして、県教育委員会が給料をお支払いしている教員になります。その者が県費負担教の職員ということで、普通に学校で働いている正規職員という考え方でよろしいかと思えます。公立学校で働いている常勤の正規職員、これが県費負担職員という考えでよろしいかと思えます。

以上です。

和座委員 分かりました。どうもありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかにございますか。

教育長 県費職員につけ加えますけど、いわゆる校長以下、通常学級で働いている担任の教員も全て県費職員です。

和座委員 ああ、そうですか。

教育長 そういうことです。

和座委員 分かりました。じゃあ、特別その意味があるわけじゃないですね。すみません。

教育長 通常学級と特別支援学級の担任は、何ら変わりはありません。

和座委員 分かりました。どうもありがとうございます。

教育長職務代理者 ほか、ございますか。

山形委員。

山形委員 山形です。

意見というか感想に近いものを述べさせていただきます。

先ほどご説明の中でも設置教室の部分のところなどは、以前、私が委員になった頃に比べたら、本当に学級数も増えていきましたし、学校訪問に伺っても、どの学校も特別支援学級が設置されていることのメリットも感じながらも、一方、社会的に見た中でのトータルとして、子どもたちの育ち合いの中でグラデーションがある発達の中で一緒に生きていく、本来の意味でのインクルーシブな経験とか視点というのが、分けることによってメリットもあるけれども、もしかしたら失われているものもあるのかもしれないと思うことがあります。現状として、学級数が増えることで親御さんへの送迎の負担だとか、この地域で生きていくというところでは、遠方に行かなくてもいいところというのも、メリットも感じたりはしているのですが、度重ねて毎回のよう、この学区審議、特別支援学級が設置されるたびに意見させていただいていることですが、松戸市内の学校全てを望むわけではないですが、先ほど統廃合という話も出ましたけれども、学級数、生徒数が少ない学校にダイバーシティーな学校経営みたいなことができるのではないかと考えます。広島市でやっているような、イエナプランや大阪の大空小学校の「みんなの学校」のような、何かしらインクルーシブな学校というところも、どこかでできたらなと常々感じていたので、またそのことを意見として述べさせていただきます。

子どもたちの中で、具体的に困っている子をそのニーズに合わせていく中で、これだけ県費負担職員の先生たちの人数を数えると、先生たち多くがサポートに入っていて、一方で、先生不足も言われている中で、こういうインクルーシブでもう少し人数を調整してやることでの、先生の配置の負担もまた変わってくるのかなというの、大きな視点で考えると、そういう学校を研究校という形でやっていく視点も、全体では考えているとは思いますが、今後も引き続き考えて研究していただけたらなと思って、意見として述べさせていただきます。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

何かコメントはございますか。

学務課長、お願いします。

学務課長 本課も特別支援の直接担当ではないので、ちょっと的外れだったらごめんなさい。

おっしゃるそのインクルーシブな教育の必要性というのは、やっぱり現場教員の肌感覚としては、本当に研修が必要な部分であるのと、この特別な支援学級が増えていて、そこに充てる教員も増やさなければいけない。当然そういった専門的な知識を持つ教員を学校、これ、現場でも育てていかなければいけないというのは、管理職にとって課題でもあるし、ただそこはやはりやらなければいけないことということで、自分の感覚としてはどこの学校も一生懸命やってくださっているのかなとは感じているところでございます。そういった視点を私たちが機会あるごとに現場のほうにも伝えていければなどは感じます。

以上です。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 中西委員。

中西委員 すみません、質問です。

情緒に関しては、この10ページにあるだけの学校にあって、なおかつ学区が事実上ないという、市内全域だと全部、そういう理解でよろしいですか。そうなってる理由って何となく想像はつくんですけど、何でなのか、ちょっと確認をしておきたいんですけど。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 知的学級のお子さんと情緒学級のお子さんの特性の違いと申しますか、特に情緒の場合は、通級という形を取る形態も多くあります。

平成20年代ぐらいまでは、松戸市は通級情緒学級がございまして、これは通級をするけど正規の学級として数えたりというような、そういうようなこともやっておりました。

そういったところから、子どもたちの動きですとか、そういったところを自由度を持たせるというか、恐らくそういった側面から、1つに学区を決めることは適当ではなかったというようなことだったのかなとは考えております。

自分も、どうして当初からそうだったかというような、詳しいところまではちょっと分からない部分もありまして、ごめんなさい。

以上です。

中西委員 分かりました。

教育長 今の件ですけれども、時代は大きく動いていますので、先ほど学務課長のコメントの中にもありましたが、情緒障害特別支援学級についても、学区については今後、検討してい

かなければいけないという議論もあります。それはまた教育委員の皆さんからもご意見をいただきながら。やっぱり一番大切なのは、必要な教育を受けられる子どもたちにとって一番いい環境は何かということだと思います。

そこには当然、保護者の送迎の負担ですとか、あるいは既存の学校の規模感でしたり必要な教室でしたり様々な要因があります。それを踏まえて、また私どもと一緒に学区について、特別支援学級、知的も含めて、学区についてはきちんと考えていかなければならないタイミングなのかなと感じています。よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 いろんなご意見いただいてありがとうございました。皆さん気にしているところかと思しますので、また現状の変化ございましたら、教えていただければと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、これより議案第33号を採決いたします。

議案第33号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第33号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第34号

教育長職務代理者 次に、議案第34号「松戸市教育振興審議会条例の制定について」を議題といたします。

教育政策研究課長、お願いいたします。

教育政策研究課長 教育政策研究課の秋田でございます。よろしく願いいたします。

16ページの、議案第34号「松戸市教育振興審議会条例の制定について」ご説明いたします。

本件は、本市に教育振興基本計画に関する事項等を調査審議する教育振興審議会を設置するため、松戸市教育振興審議会条例を令和7年松戸市議会3月定例会に別紙のように提出するよう市長に申し出るため提案するものでございます。

これまで本市の教育行政の指針としてきました「学びの松戸モデル」も、策定から4年が経過いたしました。その間、国においては第4期教育振興基本計画が策定されるなど、明治維新以来150年ぶりとも言われる教育改革が、まさに今、進められております。

そこで本市におきましても、現行の指針を踏襲しながらも新たな課題などに対応する施策を加えた「学びの松戸モデル（松戸市教育振興基本計画第1期）」を教育基本法に基づく計画として来年度中に策定したいと考えております。そのためには計画の内容を調査・審議するこの審議会が必要であると考えております。

それでは、概要をご説明させていただきます。

次ページの別紙ですね、第1条をご覧ください。

松戸市教育振興審議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として設置するものでございます。

第2条に所掌事務がございますが、教育委員会の諮問に応じ、3つの事項について調査審議するものでございます。

第1号といたしまして、教育基本法第17条第2項の規定により定める教育振興基本計画に関する事項。第2号といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項。第3号として、前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項でございます。

第3条は審議会の組織について、委員10名以内で組織することを定め、第4条では委員の構成、第5条では委員の任期を定めております。

第6条から第9条までは、会議の内容などについて定めております。

その次のページの附則でございますけれども、第1項に施行期日を令和7年4月1日と定め、条例第2条第2号の点検評価に関する部分につきましては、令和8年4月1日と定めております。これは当該計画の施行後に点検評価についても所掌していただくためでございます。

附則第2項は、特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例を一部改正し、当該審議会委員の報酬を定めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長職務代理者 議案第34号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

伊藤委員 お話によると、今回策定される予定の教育振興基本計画は、これまでの「学びの松戸モデル」にかわるものと理解していいのでしょうか。

そうすると、今回こういう審議会をつくって、その基本計画に関する事項について審議いただくということになれば、既にある「学びの松戸モデル」がつくられたときには審議会はなかったわけで、今回、新しくそういう審議会の、全く別のメンバーで審議されるとなると、従来の松戸モデルの内容が新しい人によって審議されるわけですから、変わるのかなと思うんです。その辺のところの理解というか、これまでの「学びの松戸モデル」は、私はそれなりに非常にしっかりした内容だと思うんですけども、それを今度、新しい人たちによって審議することによってどう変わるのか、あるいは何かその辺についての教育委員会としての何か狙いというか、そういったものがあるのかどうか。わざわざ今回、審議会をつくれるわけで、それがメインの仕事になるわけですよね。ですからその辺のところの考え方というのは、どうなのでしょう。

それからもう一つ、2点目は、所掌事務の(2)の中に、教育委員会の点検評価に関する事項が挙げられているんですけども、そうすると、もうこれから、これまでやってきたその点検評価についての教育委員として関与してきた役割が、審議会ができることによって、もう審議会のほうでやりますと。我々は、教育委員としては、点検評価は報告をいただくだけだと理解してよろしいでしょうか。

教育長職務代理者 教育政策研究課長、お願いいたします。

教育政策研究課長 1点目の「学びの松戸モデル」との関係でございますけれども、先ほどもちょっとご説明したとおり、今の「学びの松戸モデル」に定められていることについてはそのまま、新たに国の振興基本計画とか、あるいはほかの、今、問題になっている部分を取り入れた形で計画として策定するというふうに考えております。

多少、並び替えとかそういうものはあるとは思いますが、今のものを除くということは考えておりません。追加されるというようなイメージでお考えいただいたほうがよろしいかなと考えております。

それから、審議会を今回、置くことにつきましては、他市の事例を見ておりますと、やはりその、今まで松戸市には教育振興基本計画というものは計画としてはございませんでしたが、今までは指針として「学びの松戸モデル」がございましたけれども、これを計画にするためには、やはり審議会という専門家とか関係者の方々がご意見を、そこで議論しながらつくり上げていく、そういうやり方を他市で、国でも県でもやっておりますので、そのような形で今回は審議会を設置する必要があると考えております。

それから、あと教育委員会と審議会の関係、あくまでも教育委員会から諮問をして、こう

いうことを検討してください、ということで、今回は、来年度になると思うんですけども、審議会が立ち上がれば、そこへ松戸市の教育振興基本計画を考えてほしいという諮問をされるというふうに、予定はそのようになっているんですが。その中で細かい文言について教育委員会がそこに何か言うことができないとかということではなくて、あくまでも大枠として諮問した内容について答えが返ってきて、それをまた決定するのはこちらの教育委員会でございますので、その辺もご理解いただければと思っております。

それから点検評価の関係ですけれども、今、外部の方に、点検評価の冊子を見ますと後ろのほうに評価をしていただいている、あの部分をこちらの審議会でやっていただくという形ですので、教育委員の皆様、これからの点検評価についての関わりというのは今までと変わりませんので、そちらもご理解いただければと思います。

以上でございます。

伊藤委員 ちょっと、じゃあ順序逆で。

今の点検評価については、そうすると従来の例ですと、点検評価の中に、もちろん教育委員会の事務方のいろんな仕事についての、かなり記述が多いんですけども、前半に教育委員としてどうしたというような記述等もあって、特にそれについて我々意見求められて、何か書き加えたりどうするというような作業があるんですけども、そうするとその内容も含めてこの審議会のほうに提出されて議論していただくということになるのであれば、ちょっとその作業のスケジュールが少し早まると考えていいわけですかね。

教育長職務代理者 教育政策研究課長、お願いします。

教育政策研究課長 すみません、今のスケジュールを把握しておりませんので分からないんですけども、多分、会議を今回、今回というか審議会を開くということになると、多少その早まるのか、それともその点検評価自体が遅くなるのかというような差は生じるかもしれないと思っております。よろしく願いいたします。

伊藤委員 分かりました。

それから最初のほうなんですけども、前に頂いた資料によると、「学びの松戸モデル（松戸市教育振興基本計画）」という書き方をされていたので、私はその「学びの松戸モデル」と今後できる基本計画というのは、基本的には同じもので、今度、基本計画ができれば、もう「学びの松戸モデル」はなくなるというか、この基本計画に取って代わるものだと理解しているんですが、さっきのお話だとそうではなくて、「学びの松戸モデル」も残って、場合によっては「学びの松戸モデル」を、また変更する作業というのも出てくるんですか。

教育長職務代理者 教育政策研究課長、お願いします。

教育政策研究課長 ちょっと説明のほうが悪く、混乱されたようで申し訳ないんですけども、「学びの松戸モデル」を今回「振興基本計画」に直すといえますか、一体をやはり新しくするんですけども、やはり「学びの松戸モデル」というのは、松戸市教育委員会の中ではネーミングとして非常に通用しているものでございますので、それを残した形で「学びの松戸モデル（基本計画）」ですよという形での表記にしております。

内容としては、先ほど言いました「追加をする」というのは、決してその、今の体系の中にポンポン入れていくことがちょっとできるかどうか、まだ具体的な中身を検討しておりませんので分からないんですけども、全体としては、全て書き換えて、要素を残していくというふうに考えてございます。

以上です。

伊藤委員 両方残すんですけども、何か書き方として、その括弧の中に、「（基本計画）」ではないわけですね。

教育長職務代理者 教育長、お願いします。

教育長 一言で言うと、やっぱり私たちの組織や今行っている教育行政をよりよくしたいというのが一番の思いでございます。

先ほど課長からも説明があったように、「学びの松戸モデル」ができた時代と、その後、国や県の大きな教育施策の動きがあって現在に至っていて、今の松戸市や松戸市教育委員会が抱えている課題も、その当時のものから比べると、もっと大きなものもたくさんあるということをお私、今年この職になって皆さんといろいろ議論しながら感じているところです。

名称については、またこれから議論していかなきゃいけないだろうし、今回つくっていく基本計画というのは、当然ですが、国の計画や県の計画が動いていきますので、5年単位で動いていきます。当然、今回つくる松戸のものも、また5年単位で動いていく。少なくとも5年単位では動いていくというふうに、その時代時代に合った内容をしっかり見据えて取り組んでいく計画であるということなので、名称云々というのは「学びの松戸モデル」が先にあって、それが松戸の教育振興基本計画ですよという位置づけにするのか、教育振興基本計画があって、例えばサブタイトルのなネーミングが「学びの松戸モデル」なんですよとなるのかとか、その辺は、またこれからしっかり議論していかなきゃいけないかなと思っているところです。

伊藤委員から2つ目のご質問にあった、2つ目の意見としてご提案いただいた、いわゆる

点検評価の部分についても、同じように組織をよくしていく、私たちが取り組んでいる教育施策、教育行政をよくしていくためには当然、必要なものです。外部から意見をいただいたものを、私たち教育委員のほうでしっかり議論して次につなげていかなければいけないという考え方は何ら変わらないと思っています。

当然ですけれども、教育委員の皆さんには様々議論をしていただかなければいけないかなと感じています。まだ未知数の部分がありますので、ぜひこれは諮問をさせていただいて、上がってきたものをここで最終的に決定しなければいけませんので、そのときに大いに議論をしていただきたいなと考えています。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

教育長職務代理者 中西委員。

中西委員 すみません、3点ほど伺います。

1つは、これ、前回、何かご説明があったような気もするんですが、今まで何で振興基本計画がなかったのかというのはどういうご説明になるのかというのが1点です。

それから、第7条の3に過半数で決するような規定があるんですが、これ、審議会であまりその、多数決で決めるようなことはないんじゃないかなという気もするんですが、これ、こういう規定が普通に、一般的にあるのかというのが2つ目のご質問で。

3つ目は、公開に関しては規程がないんですけれども、基本、これ公開なんだろうなと思うんですが、公開規程はなくていいのかどうか、その3点をお伺いしたいと思います。

教育長職務代理者 教育政策研究課長、お願いします。

教育政策研究課長 1点目につきましては、今まで計画がなぜなかったかというところですが、ないとは言いましても「学びの松戸モデル」として施策体系をつくって、それに基づいて事業を進めてきたというところで。その「学びの松戸モデル」につきましては、松戸市の教育大綱を基に教育関連の個別計画を結びつけながら、それを総合的に推進するための指針として「学びの松戸モデル」があったというふうに位置づけているところでございます。

それから2点目の、第3条の「過半数で決する」というところですが、最終的に過半数を取ってぎりぎりだからというようなことにはならないとは思いますが、やはり最終的な決定のときに割れた場合とか、いろいろございますので、そのような規程は一般的に、審議会条例の中に、松戸市においては定めているものでございます。

それから3点目の公開に関しましては、いろいろ審議会条例がほかにもある中で、一つ一

つには入れておりませんで、公開条例というものを松戸市は持っておりますので、それに基づいて審議会は一般的に公開することが決まっております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ほか、よろしいでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

様々な説明を聞きながら、松戸市教育大綱の位置づけというのがどういう扱いになるのか1つ気になった点でした。

意見として、この「学びの松戸モデル」についても、教育委員になったとき、不勉強だったので、教育振興計画があることを知らなかったんです。今回学習会があって、こういうものを取り入れていこうというところで勉強し直して知ったものでした。「学びの松戸モデル」という言葉は、この教育委員会の会議に出てる人や、教育委員会内の人は知ってると思うんですけど、保護者の方、知ってるかといったら多分知らない方が多いと思います。逆に言えば「教育振興基本計画」という言葉のほうが保護者の方は知ってる方が多いのかもしれない。新聞読んだりとか、国はそういうのを出しているというところで、こういうのが一新されること。また、学習指導要領も10年単位ではありますが、この「学びの松戸モデル」も10年単位というところと言うと、今の時代には、もしかしたら10年での考えかたは、時間の流れが早いこのインターネットが普及する世の中にとっては時間が追いつかない形になりそうと思います。10年では時代が大きく違うので、5年単位で策定できることというのは、メリットが多いと思いました。

文言に関しても、先ほど教育長が言ったように、今後検討していくものというのは分かったところはありません。もっと一般の方に分かるところが広がっていくきっかけにもなるのかなと思いましたのと、私自身は、この審議会があることによって、またたくさんの方が松戸の教育について向き合える、話合いが増えるということはいい方向に進むのかなと思いました。

その中で、これは要望として述べさせていただきたいのが、この第4条の会議の委員の中に、児童・生徒の保護者の方というのがありましたので、ぜひ現役世代の、児童というのは小学生だと思います、生徒というのは中学生だと思いますので、その年代にまつわる保護者の方だとか、子ども達に日々、多く関わるような児童館の方だとか、そういうところ、放課後関連の福祉の方なども、いろいろな意見を持っているのかなと思うので、そのような方に

入っていただけたらいいのかなというのを思って、この議案を読んでいました。これは意見です。

質問としては、教育大綱というのは、今後どういう位置づけになるのかなとか、以前、話し合ったのが、数年前だと思うんですけど、今後その扱いなどはどうなっていくのかというところを教えてくださいたいです。

教育長職務代理者 教育政策研究課長、お願いします。

教育政策研究課長 教育大綱も松戸市の総合計画というものがあって、そこに徐々にぶら下がってるものですが、松戸市総合計画の中にも、今、「学びの松戸モデル」というものが位置づけられていると同じように、全て上の総合計画から、大綱もあるし国の計画もあるしというような形で、その市の中での一番、教育施策の中では上ですけれども、総合計画やいろんな計画の中に、下に位置づけられているものなので、決してその大綱を無視してとかということではなくて、それも受けて制定される形になります。

以上でございます。

山形委員 ありがとうございます。

いろいろ難しい言葉が乱立していく中で、どの位置づけでどうやって、整合性を、点検評価でも、この施策のこの辺りにあってという、位置づけのための仕組みの中での言葉と、現場で保護者としている中での、これはどうなんだというところの大きな齟齬ではないですけど、そういう感覚の違いが、何かしらいつも、教育長がいつもおっしゃる「変化への対応と基本の徹底」のような、はっきりと分かりやすいような何か指標みたいな、目標みたいなものがあるといいと思いました。

全体としての大きな、市の計画の中での大綱と、また別として細かな部分での教育振興基本計画の作られるという流れというのは理解できました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 和座委員。

和座委員 今、中西委員から言われた公開のことについて、もう少し踏み込んで話したいことがあるんですけども。

先ほど山形委員からも出ていたように、内容の中で、やっぱり子どもの意見というか、子どもの考えというものをしっかりと我々が聞きながら、そして彼らの考えをできるだけ吸収して、そしてその成果を逆にまた彼らにもちゃんと伝えて、彼ら自身が、自分たちがいろいろと主体的にやっていくということを十分に実感できるような、そういった流れが、僕は必要じゃないかと思うんですね。

そういう場合で、公開ということについても、この内容について、ぜひ子どもにも分かるような形で公開をしっかりとする、場合によってはファシリテーターみたいな形で分かりやすいような内容で話をするとか、様々な工夫が必要だと思うんですけども。

そういったことも、これからちょっと考えていただく、公開という流れの中で考えていくということは、その点についてはいかがでしょうか。

教育長職務代理者 お願いいたします。

教育政策研究課長 お子さん方の意見、こちらへの反映ということであると、一応来年のその計画策定の段階の早いうちに、子どものワークショップを開催したいと考えておきまして、その中で直接にご意見を伺います。あとその議論の内容をどうやってお伝えしていくのかという部分についてはホームページなどで分かりやすく説明といいますか、紹介をできればいいかなと考えております。

和座委員 そのワークショップというのは、具体的にはどんな内容なんですか。

教育政策研究課長 まだその。

和座委員 まだそこら辺は決まってない。

教育政策研究課長 ええ、まだ決まっておりませんので。

和座委員 ああ、そうですか。

できるだけ幅広く取るためには、ある程度選ばれた子どもたちだけじゃなくて、逆に言うと選ばれないと言ったらおかしいけれども、声が小さな、しかも悩んでいる子どもたちもいると思うので、そういう子どもたちの声も拾い上げられるような、ワークショップということよりも何か、いや、それももちろんあるんですけども、そこら辺の工夫が必要かなと思います。

教育政策研究課長 検討させていただきます。

和座委員 よろしくお願ひします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

中西委員。

中西委員 要望というか、意見ですけども、先ほどの公開の件ですけども、例えば公開しますと言っても日程が全然分からなかったり、そういうケースも一般的にはありそうなので、大事な審議会なので、ちゃんとこういう会議がいついつありますよと、事前に分かるようにということはお願ひしたいと思ひますし、先ほどのワークショップのお話なんかも、できればそんな様子も、我々も見たいなという気がするんで、そういうのも事前にお知らせいただ

けたらありがたいなと思います。

あと、昔の経験を少しお話しすると、国の教育基本法が新しくなって、何で新しくするんですかということを経験した当時、幹部に聞いて印象に残ってるのは、いや、計画が持てるからですよ、計画によって予算がつくんですということが一番大きいんですよ、実はというようなことも二十数年前に聞いた覚えがあります。計画というのは、まさに予算とリンクしてくる話なので、これまで「学びの松戸モデル」でもそれはあったのかもしれませんが、よりそういうことが色濃くなっていくのかなという印象はあります。

一方で、国の計画があって県の計画があって市の計画となると、当然それは意識するにしても、それに影響され過ぎて、何かとこう、これは県の計画にありますからというものが市の計画に反映されるというのではオリジナリティーがどんどんなくなっていきますので、ぜひその松戸らしい部分が入るような計画をつくっていただきたいし、そういう審議をお願いしたいなと、先に申し上げておきたいと思います。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

じゃあ私から1点だけ。

今、中西委員がまさにおっしゃっていたんですけれども、教育大綱をつくったのは、たしか10年ぐらい前だと思います。私と伊藤委員は、それに携わった記憶があると思うので、恐らくそう、最初の仕事だったように記憶しております。

そのとき既に、もうこの地方自治法の中で昭和22年からということですから、当然この教育振興基本計画をつくって、審議会ですか、置く方向性というのは既にあったけれども、あえてそこは「学びの松戸モデル」にとどめて運営してきたという流れなのかなと。

先ほど来のお答えを聞いていますと、なぜ今なのかというと、やはりその県とか国に足並みをそろえていくということと時代の流れの中でブラッシュアップしていくという教育長の先ほどのお答えというところが本音で、今、中西委員がおっしゃったような、それにひもづいているほうがいろんな意味で予算化しやすいというようなことなのかなと理解させていただいたんです。

あえて、その「学びの松戸モデル」にとどめていた理由というのもきっとあったと思うんですね。その点に関してはご説明いただいたことがございませんので、想像の域でしかないんですけれども、それは恐らく今、中西委員がおっしゃったような、松戸らしさというものを教育の立場から優先に置きたかった内容があったのではないかと考えるにつけ、この新し

くできたものとの差異をつぶさに見せていただきたいなと私としては思っております。

それと点検評価に関するのですが、今後は最終的な評価のところを、この委員会に委ねるとお聞きしましたが、今年度までは外部の学識経験者の方に書いていただくという形、なかなか引き受け手も、分量が分量ですので厳しい中で、確定した組織ができるというのはありがたい一面ではあるんですが、この中身見ますと、先ほど来、山形委員がおっしゃっていたように、いろんな方面の方がこの委員に委嘱されるということが一番新しいのかなというふうに想像すると、とてもありがたいなと思うので。10人いらしたとして10人が10人書くとは、ちょっとそれは違うようになって、恐らくその委員会のトップの方ないし上から会長、副会長みたいな方が書かれるような形になるのかもしれませんが、できれば、せっかくこのいろんな方が入って学識経験者の方だけじゃないということに意義があったというコメントが残るような点検評価の評価をいただける形を、ぜひお願いするような形でお願いしていただけたらと思います。

すみません、これは意見ですが、ざっくりした流れがこんなふうになってきたんだなというところで、この審議会がないこと、あるいは計画を別建てしているということに何の違和感も持っていなかった自分が、ちょっと注意が足りなかったかなと思う部分も反省しつつ、今後は、ぜひよりよいものになることを願っております。

以上でございます。

ほか、ございますか。

教育長、お願いします。

教育長 いろいろとご意見をいただきまして、これから事務局ともしっかり詰めていかなければいけないのですが、まさに皆さんがおっしゃるように、大きな時代の変革期である、それは教育だけではなくて、様々なものの変革期であると私は感じています。

そこで何が変わったかというのをしっかり見せていかなければいけないということも必要性があるのかなと感じていて、その1つが多分組織だったり計画だったりするのかと感じています。

本当に様々な視点でいいご意見をいただいておりますので、それを反映しつつ、また実際の諮問内容ですとか、実際の計画内容についても、随時、皆さんと議論しながら、できるだけよりよいものにしていきたいなと感じていますので、その点についてもまた、よろしく願いしたいなと思います。

私も大いに期待をしているところですので、皆さんとともに新たな時代に踏み出していけ

たらいいなと感じていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、これより議案第34号について採決いたします。

議案第34号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第34号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第35号

教育長職務代理者 議案第35号「公立学校情報機器整備事業計画について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 それでは、19ページ、議案第35号「公立学校情報機器整備事業計画について」でございますが、初めに、申し訳ございませんが訂正がございます。

配付しました正誤表の説明をさせていただきます。

正誤表1ページ目、上段の「令和6年度回答」について、「取り入れていない54.6%」「取り入れている45.4%」を、それぞれ下段の「54.5%」「45.5%」と、数値を訂正させていただきます。

これは令和6年度回答の数値が小数点以下の扱いの違いにより、松戸市が報告したものと、先日、文部科学省より公表されたものが0.1%程度違っておりますので、公表されたものに合わせるものでございます。

以下、2ページ、3ページの数値の訂正については同様の訂正となります。

また、正誤表3ページ中段については、質問の表現の方法が、令和5年度と6年度の調査で違うために注釈を入れさせていただきました。

以上が訂正の説明でございます。申し訳ございませんでした。

訂正したものを別冊として、右上に「訂正版」と記載してあるものを冊子でお配りさせていただきます。

それでは、説明に入らせていただきます。

現在、児童生徒が1人1台持っておりますGIGAスクールタブレット端末は、多くの自治体で令和2・3年に整備し、そろそろ5年の更新時期を迎えます。

文部科学省は、今般のタブレット端末の整備・更新においては、都道府県及び市町村においても端末の利活用の促進及びそのために必要な整備等を内容とする計画を策定し、公表することを補助金を受ける要件とするGIGAスクール構想加速化基金管理運営要領を令和6年1月29日に決定しました。

本市におきましては、令和3年3月に整備したタブレット端末が令和7年度に更新を迎えるに当たり、令和6年度末までに公立学校情報機器整備事業計画を公表することがタブレット端末更新時の補助金を受ける要件として求められていることから、本計画を公表するために提案するものでございます。

本計画は、21ページの別紙1として1、端末整備・更新計画。22ページ、別紙2として、2、ネットワーク整備計画、23ページ、別紙3として、3、校務DX計画、少し飛びまして29ページ、別紙4として、4、1人1台端末の利活用に係る計画の4つの計画で構成され、基本的には国が示した様式に沿って作成しております。

まず、戻りまして21ページ、1つ目の端末整備・更新計画は、児童生徒1人1台端末の更新が令和10年度までに100%になるように計画を行うものです。本市においては現行の端末のリース契約が満了となる令和7年度に、予備機を含めた3万8,050台の更新を予定しております。

次に、22ページ、2つ目の、ネットワーク整備計画は、必要なネットワーク速度を確保するための計画になります。

今年度、課題の特定を行い、令和7年度改善のための予算要求、令和8年度に改善を行い、最適なネットワーク環境を整備いたします。

右側の23ページ、3つ目の校務DX計画は、国の提言を参考に、主な取組として3つ挙げております。

1つ目は、23ページ中段の主な取組1、クラウド環境を活用した校務DXを徹底する。2つ目は、27ページの主な取組2、FAXのやりとり・押印を原則廃止する。3つ目は、同ページ下段の主な取組3、次世代の校務システム導入を検討するです。

これらの取組に関し、チェックリストによる自己点検結果を踏まえ、それぞれに現状と対策を記載しております。

特に主な取組3の、次世代の校務システム導入を検討するについては、具体的な導入時期を設定し、検討しております。

既に導入している自治体では、現時点で6.1%ですが、そちらを参考にしつつも、さらに使いやすい環境を構築していきたいと考えております。

最後に29ページ、4つ目の、1人1台端末の利活用に係る計画は、本市が目指す学びの姿を(1)に、GIGA第1期の総括を(2)に記載するとともに、それらを踏まえて(3)に1人1台端末の利活用方策を示しております。

利活用方策のKPIの現状値は、今年度各学校から収集したアンケート結果になりますが、それに対する令和7年度の目標値を設定しております。

以上、簡単でございますが、公立学校情報機器整備事業計画の公表について説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

教育長職務代理者 議案第35号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

8年度からの、次の更新に向けて今年から、ここからスタートして、8年度の予算要求に間に合うようにということよろしいでしょうか。理解はよろしいでしょうか。

学校施設課長 7年度予算で議会に諮ります。

教育長職務代理者 7年度ですか。

学校施設課長 はい。

教育長職務代理者 8年度から新たにするために7年度に諮る？

学校施設課長 7年度の終わりぐらいなので、そうですね、はい。8年度4月から。

教育長職務代理者 8年度の4月から。

はい、中西委員。

中西委員 主に27ページの話になると思うんですけど、ファクスと押印についてのことですが、これ、さんざん言われてきていることですが、やっぱりいまだにこれだけ使われているということについて、これはやっぱり、何かこう、大号令かけないと変わらないのかなという気もするんですけど。一応現状、対策は書いてあるんですが、どういうふうにしていったら変化するかということについてどうお考えか、改めて伺いたいと思います。

教育長職務代理者 学校施設課長。

学校施設課長 今現在、このファクスのほうはなるべくなくす方向で、どういった方策が取れ

るかというのを話し合っているところでございます。

対策のところを書いてありますように、7年度からはグループウェアを活用して原則廃止するという方策を、今、6年度中に考えをまとめて、校長会とかと話し合いながらやっていこうと考えております。

以上です。

中西委員 押印はどうか。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 押印については、2年ぐらい前からですかね、順次、いろいろなものはなくなっているというふうに認識しております。県のほうでつくっているモデルの管理規則でも、いろいろな学校から委員会に出す書類についての押印は、原則その「印」という文字を取ったような管理規則もつくっているところなんです。

今、公文書関係では、例えば先生がお休み、休職と言うんですかね、それをする際に、原本証明が必要な書類があります。それについては公印を押した、コピーしたものに公印を押して出すというものがまだ一部あるものがございます。それについては、恐らく県も考えてくれているのかなと思うんですけど、かなり減ってはいます。

恐らく学校現場のほうは、ここにある保護者から提出するもの、何か、何でしょうか、ちょっと私も2年離れててというところもあるので、例えば校外学習とかに行きますというようなものに押印してるとか。あと、もしかしたら通知表見たあかしってことで、丸でもいいよと言ってる学校も恐らくあると思うんですけど、中には判を押してるといような方もいるかもしれません。

また今、学校の出勤簿とかサービス整理簿ですけど、市教委のほうからは別にレ点でも丸でも、それは学校ごとに定めていいよということでやってます。ただ、現場のほう確認行くと、現場も、いや、別に丸でいいですよとか、もうこの判押してくださいねということで、ただの丸の印押してあるんですけど、でも中には、特に、どっちかという割と年齢の高い方は、いまだに判こ、何かポリシーとか、そうのがあるんでしょうか、判を押してらっしゃる方もいるので、原則使わないと言っているながらも使っている現状もあるようでございます。

以上です。

教育長職務代理者 ほか、ございますか。

山形委員。

山形委員 山形です。質問2点と意見が1点です。

21ページの端末整備予定数の、この表の見方が分からないというか、令和7年の部分で児童数は分かって、予備機、予備機が、何のためにあるのかというところもご説明を聞きたいなと思ったところで、何か予備機が、この数が、令和8年と9年は何台かあるけど令和10年はゼロというところで、見方が分からなかったの、その点を教えていただきたいです。

2点目の質問が、22ページの2、ネットワーク整備計画のところの、必要なネットワーク速度が確保できている学校が3%というのは、これはすごい問題なのではないかなというところを、8年にならないと確保ができないような現状というところの中で、どうしてこうなっているのかの原因について教えていただきたいです。

この点に関しては、私も学校で家庭教育や学校の授業に呼ばれてさせていただくときに、手持ちのWi-Fiが繋がらないことが結構あるので、もしかしたら建物の関係なのかもしれないですが、やはり今後、とても重要なポイントだと思います。この点、3%というところが令和8年でどのぐらい改善されるか分からないですけれども、その原因について伺いたいです。

意見として27ページの、中西委員がおっしゃったところで、ファクスのやり取りと押印についてです。まだこんなに使われているんだということに衝撃を覚えたところでした。ファクスに関しては古い業者もあるかもしれませんが、eメールのほうが送信履歴、受信履歴が両方残ることによるメリットというのを、度重ねて言ってらっしゃるかもしれないですけれども、少しずつその部分を認知していかなきゃいけないというところがあると思います。出勤簿がまだ紙なんだというところに衝撃を覚えました。なぜGoogleフォームやエクセルを使いチェックボックス使ってタップして出ましたというのであれば、年齢に関係なくできるかなと思いますし、資源の利活用だとか、それを取りまとめる職員、例えば教頭先生だと思いますが、教頭先生の超勤の時間の削減だとかも、データもぱっと出ますし、そういうところをこのICT運営のサポートに入っている方たちが、やっぱりエクセルの使い方というか、エクセルだって仕組みさえつくってしまえば、チェックボックスをクリックして押すというシンプルな方法です。判に慣れているからというのは、もうそれは言い訳になっちゃうのではないかなと私は思います。仕組みがないからできない。でもその仕組みをつくるのが難しいからこそ教育委員会で、サポートする。校務システムみたいなのがきつと入ってる場所では、すごくいいものが入っていて、スムーズに動かしているのかもしれませんが、慣れ、習慣なんですよね。その習慣化というのを年齢問わず、性別問わずに一緒にやっていくようにしないと、いつまでたってもこの数字は改善しないなと思いました。

あとは保護者とのやり取りに関しても、判この感覚というのが、まだ多分、多くの保護者の方にあるかもしれませんが、一方、東京なんかは、保護者のお手紙はほとんどデータだったりだとか、変化している部分もあったりすると思います。先行事例の中を見ながらだとか、プールの出席カードとかは判だったりするのかなと思ったりはしますけれども。その部分も、何とか学校と家庭ともに手間が減る、また集計が楽になることが先生の多忙化への軽減にもなると思うので、やっている場所のところをもう少し検討していただいて、ぜひここは押し進めていただけたらなと思いました。これは意見です。

2点、この表の見方で、予備機のことについてと、ネットワークの速度について、お答えをお願いいたします。

教育長職務代理者 学校施設課長、お願いします。

学校施設課長 まず、予備機についてでございますが、国の指針において端末故障や保守の対応として十分な予備機を整備することとされており、予備機として児童生徒数の15%の台数が補助の対象となっております。

このことにより推計上の児童生徒数、この①ですね、7年度で言う3万3,087名の15%、それが⑥の4,963台、これが15%になりまして、トータルで予備機を含む整備の上限が3万8,050台ということで、整備台数として計上しているといったところになります。

それから22ページのネットワークの整備の関係ですが、必要なネットワークの速度については、学校全体の児童生徒数に応じて決まるため、少人数の学校、市内ですと2校のみが確保している状態で低くなっているといったところになります。

全国的にも学校全体の児童数が60名以下の少人数の学校では、8割程度の学校において確保できる。本市と同等の児童生徒数が300名以上の学校では、約95%の学校が確保できていないという状況となっております。

これを改善すべく、計画でありますように、今年度、課題の特定、7年度、改善のための予算要求、8年度にネットワークの速度を確保していく。8年度末には100%になる見込みで、今、計画しているところでございます。

以上でございます。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかに。

はい、教育長。

教育長 松戸だけが劣っているということではないんです。皆さんと全く思いは一緒で、よく

していこうという思いでこの計画をつくっているということです。課題も多分共有できているんじゃないかなと思います。

山形委員 はい。

教育長 さっき説明がありましたけども、全国的に見るとまだ六、七%ぐらいの状況が、いわゆるよい状態だと言われていまして、そうやって考えると、松戸は逆に言うと、そのよいほうには近づいているというふうに捉えていただいてもいいのかなと。

ただ、課題はたくさんありますので。ぜひ1日も早くいい環境にしていきたいなと思います。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

和座委員。

和座委員 1点だけ聞きたいんですけども、30ページですけども、1人1台端末の活用方策に関しての部分ですけども、毎年度ICTの研修を受講する教員の率が、これ、現状値36%ということなので、目標値も50%になっているんですが、もう少し高くなるような印象は持つんですが、この点はいかがでしょうか。

教育長職務代理者 学習指導課長、お願いします。

学習指導課長 ICTの研修につきましては、悉皆ではなくて県とか国が行うようなところに先生方が学校の夏季休業中などに、自主的に行く類のものが多く、こうしたことからこのような数値になってるという現状があります。

和座委員 これは1人1端末の積極的活用に関する研修ということですか。

教育長職務代理者 学習指導課長。

学習指導課長 さようでございます。

和座委員 そういうことですか。

学習指導課長 はい。

和座委員 そうすると一般的に言って、そのICTに関する様々な、こういうふうな活用の方法についての研修というかな、そういうことについては、勉強会みたいなものは行っているんですか。どの程度、どういうふうに行っているのか、具体的に教えていただけないでしょうか。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 毎年必ずやっているものについては、校務支援システムという、学籍や成績を管理

しているものがあるんですけど、それについての研修は毎年行っています。そこに教務主任などが来るのと、あと、これちょっと、たしか受験に関するようなこと、そういうことについての研修も、どこかでやっていたのかなとは思いますが。

当然、学校の中では、独自にいろいろな、こういった教育機器の使い方も含めた研修はやっていると思いますし、教科指導等々で、いろいろICT機器を使った授業の方法とかもやっているのです、それは任意のことになるかとは思いますが、ICTを使って、いろいろ教育効果を高めたり、校務を円滑に進めるというのは重要なことであるので、そういったことでの研修というのは、いろいろなところでやっているのかなとは認識しております。

以上です。

和座委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 学習指導課長、お願いします。

学習指導課長 校外での研修ではないんですけれども、その項目にもありますように、全校に配置しているICT支援員が各学校で教員を対象とするICT研修を打つということはやっております。

和座委員 分かりました。

教育長職務代理者 教育長。

教育長 多分この36%という数字は教員全体数の36%しか、この研修を受けていないという認識ではなく、この年度内に受けた人間というふうに捉えるべきだろうなと思っています。

つまり、既に同等の研修を受講している教員も複数いるという考え方でいいのではないかなと私は考えていますし、その研修を受けてきた者が自校に戻って他の教職員に同じような話をするというケースもありますので。

ただ、どんどんICTに関しては新しい技術や新しい考え方が進んでいますので、必要に応じた研修はこれからも進めていかなければいけないかなと感じています。

教育長職務代理者 中西委員。

中西委員 先ほどの30ページの上のほうですけど、1人1台端末を週3回以上活用する学校の率ということは、3%は学校単位でも週3回以上使ってないという、そういう学校があるということですか。

教育長職務代理者 学習指導課長、お願いします。

学習指導課長 おっしゃるとおりでございます。

中西委員 そういう学校もまだあるということですよ。回答した校長先生がどう考えてるか

にもよるのかもしれませんが、さすがに教員の割合で言ったら、それは週3回使わないというのもそれなりの割合あるかもしれませんが、学校単位で使っていないって、そう答えられるというのがちょっと驚きだと思いますが、すみません、感想です。

教育長職務代理者 ほかございますか。

山形委員。

山形委員 30ページの学びの保障のところ、割と不登校だとか障がいのある子とか、外国人の方とかというところで活用が見られているんですけども、具体的に何か、どんなふうに活用されているというのを現場レベルのお話で伺えたらと思います。

教育長職務代理者 学習指導課長、お願いします。

学習指導課長 何例か申し上げますと、学校生活を送る上での困難さを有している児童生徒が、例えば内容を1回で理解することが難しい場合は録画録音機能を使ったり、あとは、手書きが難しい場合はキーボード操作で端末を活用して学習したり、それからお休みをしてる子どもたちが遠隔で授業に参加したりというような。また、外国人児童生徒も音声で教科書の内容の聞き取りができるマルチメディアデージー教科書を活用してる例も聞いております。

山形委員 ありがとうございます。

録画録音とかオンライン授業とかデージーを使うとかというところで、合理的配慮みたいなところで、何かしら学校のほうに保護者がこういう工夫をしてほしいというような要望を出すのか、それとも先生のほうからこういう方法があるよといって提案されているのか、どんな感じでしょうか。

教育長職務代理者 学習指導課長、お願いします。

学習指導課長 細かく一つ一つは把握はしてないのですが、合理的配慮の提供は義務ですので、学校は毎年、年度当初に保護者と合意形成を図ります。場合によっては端末を活用することもあるようです。例えば、場面緘黙の場合、発言ができないので、チャット機能が有効だそうです。このような機能を必ず活用するかは、各学校の判断になります。録画録音機能等を使って学習を後で振り返られるようにするなど、端末ならではの有効な活用があります。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 よろしいですか。

ほかに、ご意見等、よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第35号を採決いたします。

議案第35号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第35号は原案どおり決定いたしました。

◎その他

教育長職務代理者 それではその他に移ります。事務局より何か報告はございますか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 委員の皆様から。

山形委員。

山形委員 山形です。先日、成人式に参加させていただいたので、簡単に口頭でご報告したいと思えます。

午前中の部だけ参加させていただきました。

例年よりも開始時間のときに人の入りが少なく、心配しましたが、道路が混雑していたようで、始まってからかなり席が埋まっている状況でした。

例年どおり新成人のキャストが工夫を凝らして成人式の企画をやっていただいたんですけども、例年のものとちょっと趣旨が違った、今回は流れで、思い出を振り返る劇をしながら各年代に応じたクイズを会場全体巻き込んでやったりとか、会場とのエールの交換だとかというところで、何か今までとちょっと違うような雰囲気や、映像も新成人が全部やったんだろうなというところで、映像技術はユーチューバーがいるんじゃないかというぐらい上手に作られていて、とてもすてきな式だったと思えました。

あと1点、今までの成人式だと、必ず代表の子が何かしらの成人の主張的なものを話されてたと思いますが、今年度なかったんですね。ある意味それもよかったのかななんて思ったりもしました。様々な、年度に合わせて考え方があっても、今回はすごく新しい取組を積極的にしていただいた新成人のキャストに感謝したいなと思えました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、ございますか。よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 では、本日、予定していた議題は以上でございます。

それでは、議事進行を教育長にお戻しします。

教育長 ありがとうございます。

では、次回の教育委員会会議の日程についてでございます。次回の教育委員会会議は、令和7年2月12日の水曜日、午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催してはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では、ご異議がないようでございますので、次回、令和7年2月定例教育委員会会議は、令和7年2月12日の水曜日、午前9時30分より、本教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、令和7年1月の定例教育委員会会議を閉会といたします。

ありがとうございました。

閉会 午前11時40分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員